

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

山梨県知事

殿

住所

請求者

氏名

印

職業訓練手当支給請求書（年 月分）

山梨県職業訓練手当支給規則第8条の規定により、次のとおり請求します。

訓練が行われなかった日数		日
訓練を受けなかつた日数	①やむを得ない理由による日数	日
	①のうち疾病又は負傷により連続して14日を超えた日数	日
	②やむを得ない理由のない日数	日
訓練を受けた日数		日
家族と別居して寄宿していない日数		日

訓練手当の種類	日額（月額）	日数	金額
基本手当	円	日	円
技能習得手当	受講手当	円	円
	通所手当	円	円
寄宿手当	円	日	円
合計			円

※ 訓練施設の長の確認	上記の記載事項に誤りのないことを確認する。 年 月 日 訓練施設の長 印
※ 公共職業安定所長の確認	上記のとおり相違ないことを確認する。 年 月 日 公共職業安定所長 印

注 ※欄には、記入しないでください。

附則

- (施行期日)
- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
 - 2 この規則の施行の日前に職業訓練の受講を開始した者に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

山梨県規則第二十号

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則

山梨県建設工事執行規則(昭和四十四年山梨県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中、「第二条第八号」を、「第二条第十一号」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第六条中、「第三百三十六条」を、「財務規則第三百三十六条」に、「の規定による予定価格又は」を、「及び第三百三十七条第二項の規定による予定価格又は財務規則」に改める。

第三十五条中、「指導検査課長及び工事検査員並びに契約担当者の」を、「山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)第十五条第一項に規定する出納局長、同規則第十五条の六第一項に規定する局長又は契約担当者が」に改める。

第三十八条第十一項中、「八・二五パーセント」を、「三・六パーセント」に改める。

第三十九条に次の一項を加える。

3 契約担当者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合で必要と認めるときは、当該工期の変更についての保証事業会社への通知を請負者に行わせることができる。

第四十五条第三項中、「八・二五パーセント」を、「三・六パーセント」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県建設工事執行規則第三十八条第十一項及び第四十五条第三項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される工事の請負契約に係る前払

金の返還について適用し、同日前に締結された工事の請負契約に係る前払金の返還については、なお従前の例による。

山梨県規則第二十一号

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

山梨県建築基準法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の四第三項中、「建築物定期報告書(第七号様式)によらなければ」を、「ものでなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 施行規則第五条第三項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 建物履歴に関する書類

二 建物の敷地及び地盤の状況に関する書類

三 建物の外壁の状況に関する書類

四 建物の屋上及び屋根の状況に関する書類

五 建物の内部の状況に関する書類

六 建物の避難施設等及び非常用進入口の状況に関する書類

第二条の五第四項中、「建築設備等定期報告書(第八号様式)によらなければ」を、「ものでなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

5 施行規則第六条第三項の規則で定める書類は、第一項各号に掲げる昇降機及び建築設備並びに第二項各号に掲げる昇降機等(以下本項において「建築設備等」という。)ごとに作成した当該建築設備等の概要に関する書類及び当該建築設備等の検査の結果に関する書類とする。

第七号様式及び第八号様式を削る。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十二号

山梨県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県風致地区条例施行規則（昭和四十五年山梨県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「当該許可」を「次の各号に掲げる許可」に、「による次の各号に掲げる」を「に応じ、当該各号に定める」に、「及び当該各申請書」を「に当該申請書」に、「並びに知事」を「及び写真（行為地及びその周辺を撮影したものをいう。以下同じ。）その他知事（甲府市の区域においては甲府市長。以下同じ。）」に、「それぞれ四部を添えて、知事」を「（以下「添付書類」という。）を添えて、正本を一部、副本を一部（甲府市の区域においては正本を一部）知事」に改め、同条第一号中「の規定による行為許可申請書」を「に規定する建築物等の新築等」に、「第一号様式」を「風致地区内建築物等の新築等許可申請書（第一号様式）」に改め、同条第二号中「の規定による土地形状変更許可申請書」を「に規定する宅地の造成等」に、「第一号様式」を「風致地区内宅地の造成等許可申請書（第二号様式）」に改め、同条第三号中「の規定による木竹伐採許可申請書」を「に規定する木竹の伐採」に、「第三号様式」を「風致地区内木竹伐採許可申請書（第三号様式）」に改め、同条第四号中「の規定による土石採取許可申請書」を「に規定する土石の類の採取」に、「第四号様式」を「風致地区内土石類採取許可申請書（第四号様式）」に改め、同条第五号中「の規定による埋立て又は干拓許可申請書」を「に規定する水面の埋立て又は干拓」に、「第五号様式」を「風致地区内水面埋立て又は干拓許可申請書（第五号様式）」に改め、同条第六号中「の規定による建築物等の色彩変更許可申請書」を「に規定する建築物等の色彩の変更」に、「第六号様式」を「風致地区内建築物等の色彩変更許可申請書（第六号様式）」に改め、同条に次の一号を加える。

七 条例第二条第一項第七号に規定する土石等の堆積^ホ 風致地区内土石等の堆積^ホ許可申請書（第七号様式）

第三条中「第七号様式」に前条に規定する添付書類（図面を含む。）を「第八号様式」に添付書類」に改める。

第四条中「又は県の機関」を「、県又は甲府市の機関（同項に掲げる独立行政法人等を含む。）」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五条中「標識（第八号様式）」を「風致地区内行為許可標識（第九号様式）」に改める。

第六条中「第九号様式」による「を」第十号様式」に写真を添えて行う」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿
甲府市長

住所
申請者 氏名 印

風致地区内建築等の新築等許可申請書

山梨県風致地区条例第2条第1項第1号の規定により、次のとおり申請
します。

目 的					
行 為 地	市 町 大字 字 番 地目 郡 村				
建築物の 種 類					
施行方法	敷地面積 (A)		m ²	緑地率 D / (A)	
	緑地面積	木竹が保全される土地 (B)	m ²		
		植栽が行われる土地 (C)	m ²		
	D = (B) + (C)		m ²		
	建築面積 (E)		m ²	建ぺい率 E / (A)	
	床面積	m ²	建築物の 外壁から敷地の境界線及び 道路までの最短距離	m	
	建築物の高さ	m			
	外部の色彩				
	構造				
	仕様概要				
予定期間	年 月 日から 年 月 日まで				
添付図面	付近位置図 配置図 平面図 立面図				
備 考					

- 注 1 「緑地面積」欄には、新築の場合で、かつ、その敷地が造成され、埋立てられ、又は干拓が行われた宅地の場合のみ記載すること。
- 2 「備考欄」には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、その内容を記載すること。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日			
山梨県知事 甲府市長		殿	
申請者		住所 氏名	
印			
風致地区内宅地の造成等許可申請書			
山梨県風致地区条例第2条第1項第2号の規定により、次のとおり申請 します。			
目 的			
行 為 地	市 町 郡 村	大 字 字 番	地 目
行為地の 状況			
施行方法	敷地面積 (A)	m ²	緑地率 (D)/(A)
	緑地面積 木竹が保全される土地 (B)	m ²	
	植栽が行われる土地 (C)	m ²	
	(D)=(B)+(C)	m ²	
	施行面積	m ²	
施行高	m		
施行に伴う 土地の形状 変更の状況			
施行後の取 扱い			
予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
添付図面	付近位置図、構造図、平面図、縦横断面図		
備 考			

- 注 1 「行為地の状況」欄には、地形の状況及び植生の状況を記載すること
- 2 「備考欄」には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、その内容を記載すること。

練三〇〇〇〇〇〇「第3号様式」や「第3号様式(第2条関係)」や「山梨県知事殿」や「山梨県知事殿」や「〇〇〇〇風致地区内木竹伐採許可申請書」や「風致地区内木竹伐採許可申請書」や「許可されたく、次の」や「次の」や「番地」や「番」や「予定期日」や「予定期間」や「附近位置図」や「付近位置図」や「注」や「注」や「注」

注 1 「伐採種別」欄には、主伐又は間伐の別を記載し、主伐にあつては皆伐、単木択伐又は塊状択伐の別を記載すること。

2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、その内容を記載すること。練三〇〇〇〇〇「第4号様式」や「第4号様式(第2条関係)」や「山梨県知事殿」や「山梨県知事殿」

「山梨県知事殿」や「〇〇〇〇風致地区内土石採取許可申請書」や「風致地区内土石採取許可申請書」や「許可されたく、次の」や「次の」や「番地」や「番」や「施工、位置、面積、掘さく高」や「面積、掘削高」や「予定期日」や「予定期間」や「附近位置図」や「付近位置図」や「注」や「注」

注 1 「掘採(採取)方法の種類」欄には、露天掘又は坑道掘の別を記載すること。2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、その内容を記載すること。練三〇〇〇〇〇「第5号様式」や「第5号様式(第2条関係)」や「山梨県知事殿」や「山梨県知事殿」

「〇〇〇〇風致地区内水面埋立て又は干拓許可申請書」や「風致地区内埋立て又は干拓許可申請書」や「許可されたく、次の」や「次の」

行為地	市	町	大字	字	番地	地目
行為原因						

行為地	市	町	大字	字	番	地目
-----	---	---	----	---	---	----

「施行に伴う土地の形状変更の状況」	
「施行設備」	

「施行に伴う土地の形状変更の状況」	
-------------------	--

「予定期日」や「予定期間」や「附近位置図」や「付近位置図」や「注」や「注」

注 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、その内容を記載すること。

練三〇〇〇〇〇「第6号様式」や「第6号様式(第2条関係)」や「山梨県知事殿」や「山梨県知事殿」や「〇〇〇〇風致地区内建築物等の色彩変更許可申請書」や「風致地区内建築物等の色彩変更許可申請書」や「許可されたく、次の」や「次の」や「番地」や「番」や「予定期日」や「予定期間」や「附近位置図」や「付近位置図」や「注」や「注」

注 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、その内容を記載すること。練三〇〇〇〇〇「山梨県知事殿」や「山梨県知事殿」

「〇〇〇〇風致地区内〇〇〇〇行為工事完了届」や「風致地区内行為完了届」や「お届けします」や「届けます」や「山梨県指令第 年 月 日」や「山梨県指令第 年 月 日」

行為地	
場所	
行	

為地	市町大字字番地	号
	郡村	

め、同様式を第十号様式とする。

第八号様式中「第8号様式」や「第8号様式(第5条関係)」及び「〇〇風致地区内〇〇許可標識」や「風致地区内行為許可標識」及び「指令番号

山梨県指令第 号」や「指令番号

指令第 号」及び「請負者」や「工事施行者」に於て、同様式を第九号様式とする。

第七号様式中「山梨県知事 殿」や「山梨県知事 殿」及び「〇〇風致地区内行為変更許可申請書」や「風致地区内行為変更許可申請書」及び「許可されたく、次の」

を「、次の」に、「番地」や「番」及び「予定期日」や「予定期間」に於て、注を附し、同様式を第八号様式とする。

第六号様式の次に次の一様式を加える。

第7号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事
甲府市長 殿

申請者 住所
氏名 印

風致地区内土石等の^{たい}堆積許可申請書

山梨県風致地区条例第2条第1項第7号の規定により、次のとおり申請
します。

目 的		
行 為 地	市 町 郡 村	大字 字 番 地目
^{たい} 堆積物の 種類	土石 廃棄物 再生資源	[]
行為地の 状況		
施行方法	施行面積	
	施行高	
	施行後の取 扱い	
予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
添付図面	付近位置図、平面図、縦横断面図、構造図	
備 考		

- 注 1 「^{たい}堆積物の種類」欄には、土石、廃棄物又は再生資源のうち該当するものに○を付け、（ ）の中にその具体的品名を記載すること。
- 2 「行為地の状況」欄には、地形の状況及び植生の状況を記載すること。
- 3 「施行面積」欄には、^{たい}堆積物の水平投影面積の合計を記載すること。
- 4 「備考欄」には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、その内容を記載すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県風致地区条例施行規則の規定により提出されている申請書、届出その他の書類は、この規則による改正後の山梨県風致地区条例施行規則の相当規定により提出された申請書、届出その他の書類とみなす。

山梨県規則第二十三号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「規定する部長」の下に、「組織規則第十二条の二第一項に規定する政策秘書室長」を加え、「規定する局長」を「規定する出納局長」に改め、同条第五号中「山梨県工業技術センターにあつては所長が指定する副所長、女性センター」を「男女共同参画推進センター」に改める。

第三条第二項の表中「桂川流域下水道建設事務所」を「桂川流域下水道事務所」に改める。

第三十条第三項の表中「高等技術専門校副校長」を削り、「釜無川流域下水道事務所総務用地課長」を「釜無川流域下水道事務所次長」に、「桂川流域下水道建設事務所総務用地課長」を「桂川流域下水道事務所次長」に改める。

第四十五条第一項中「同月三日」の下に「若しくは十二月二十九日から同月三十一日までの各日」を加える。

第六十六条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 出納長は、第一項及び前項の規定にかかわらず、口座振替による支払を決定した場合で必要がないと認めるときは、債権者に支払案内書を発付しないことができる。

第七十一条第一項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 電気料、水道料、下水道使用料、ガス料、電信電話料及び後納郵便料
第七十二条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、社会保険料及び前条第一項第十六号に掲げる経費について過不足金額の生じないときは、前渡資金精算書の提出を省略することができる。

第二百二十条第三項中「九・七五パーセント」を「五パーセント」に改める。

第二百六十六条中「の各号」を削り、同条第五号中「動物」の下に「及び生産物」を加える。

第二百四条第一項中「同条第二項」を「同条第六項」に改める。

別表第一中「女性センター(峡南女性センターを除く)」を「男女共同参画推進センター」に、「桂川流域下水道建設事務所」を「桂川流域下水道事務所」に改める。

別表第一の二中「総合女性センター副館長」を「男女共同参画推進センター副館長」に改め、「峡南女性センター」を削る。

別表第一の三峡中地域振興局の項中「総合女性センター」を「男女共同参画推進センター」に、「小笠原警察署」を「南アルプス警察署」に改め、同表富士北麓・東部地域振興局の項中「富士女性センター 都留児童相談所」を「都留児童相談所」に、「桂川流域下水道建設事務所」を「桂川流域下水道事務所」に、「吉田商業高等学校 富士河口湖高等学校」を「吉田商業高等学校 富士北穂高等学校 富士河口湖高等学校 ひばりが丘高等学校」に改める。

別表第一の四中「総合女性センター出納員」を「男女共同参画推進センター出納員」に改め、「峡南女性センター」を削る。

第八十八号様式中

「」を「」に改める。

「」を「」に改める。

「」を「」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の三峡中地域振興局の項の改正規定(小笠原警察署)を「南アルプス警察署」に改める部分に限る。(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県財務規則第二百二十条第三項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する契約に基づく延滞違約金の徴収から適用し、施行日前に締結した契約に基づく延滞違約金の徴収については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番